

# 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和8年3月18日(水) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中8名出席し、その氏名は次のとおり

太 田 修	尾 上 昭 則	出 射 實	由 喜 門 尊
石 黒 五 月	藤 原 和 正	大 森 茂 利	久 山 英 之
欠席委員			
宮 本 英 美	藤 原 由 果	宇 津 木 康 文	

4. 農地利用最適化推進委員

時 實 乙 伊	山 崎 徹	佐 藤 辰 也	山 内 桂 三
大 森 幹 男	時 岡 加 卓	大 森 文 生	久 米 啓 之
欠席委員			
山 本 祐 章			

5. 議事に参与した者

事務局 青木 潔  
事務局 藤原 将也  
事務局 宗平 莉衣

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について  
第2号議案 農地法第5条許可申請について  
第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進  
計画(案)について

そ の 他

事務局 開会を宣言する（午前9時30分）  
これより令和7年度瀬戸内市農業委員会、第12回の総会をはじめます。

議長（会長）（あいさつ）

事務局 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち8名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告します。なお、農業委員 宮本 英美 委員、藤原由果 委員、宇津木 康文 委員から欠席届が出ていることを報告します。

それでは、以降の議事の進行につきましては藤原会長、よろしくお願ひします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署名委員に由喜門 尊 委員、大森 茂利 委員よろしくお願ひします。それでは議題に入ります。まず第1号議案 農地法第3条許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 【第1号議案 農地法第3条許可申請 1番案件から22番案件について、議案資料に基づき説明】  
以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。

時 實 委 員 1番案件、2番案件について、時實委員より説明をお願いします。

時 實 委 員 1番案件の譲受人と2番案件の譲受人は、譲渡人の畑を、もう何年も耕作されており、私が作れないようになったら、買ってくださいということ前提で耕作してもらっていて、ここであと誰も耕作する人がいないので、買って欲しくないかということで、話がまとまりました。何も問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議長 続きまして、3番案件から5番案件を佐藤委員より説明をお願いします。

佐 藤 委 員 まず3番案件ですが、譲渡人の方が亡くなっているということで、譲受人は以前から利用権の設定でこの田を耕作しております。また86歳となっておりますが、息子さんが現在実質的にやられているので、これは問題ないと思います。4番案件は、譲受人が利用権の設定により、今まで耕作されているということで、相手方の譲渡人の都合ということで、このようになりました。5番案件の説明をいたします。この付近の田が枯渇整備というか、きちんとされてないもので、譲受人の田んぼを通らないと譲渡人の実質的に、田には進入できないという形に今までなっていました。この度、譲渡人の方が農業も引退されるということで、この機会に、この田がないと譲受人が入れないということで、ここで贈与をするということで、話がつきました。今のところ問題はないと思います。

議長 続きまして、6番案件から18番案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。6番から18番案件まで全て株式会社彩の榊の案件ですので、こちらの方でまとめて説明をさせていただきます。6番から18番案件の地域、8番と10番を除く11案件については、全て3条の所有権移転にかかるものです。いずれも、高齢により後継者がいないということで農地を手放したいという方、また、相続して子供も農業しない、市内にもいないので、農地を手放したいということで、所有権移転について譲渡人と話がまとまったものになっております。8番案件と10番案件の3条の地上権設定については、令和7年の7月に申請があって、皆さんで一度許可保留という判断をいただいて、今年の1月に許可、保留解除ということで許可になったものの、後々5条の方の一時転用でも出てきますが、パネル設置に伴う地上権設定によるものです。いずれも、磯上に営業所も構えられて、そこを拠点に、今やられているので、特段農地の拡大については問題ないかなと思っています。あと最近の傾向として、今まで農地を取得する際にパネルを設置していたところで、パネルについては、並んで設置ができない、規格を超えてしまうと、かなりコストが利益に対して上回ってしまうということで、歯抜きの状態での農地取得が行われてきたのですが、こちらの方からですね、あまり歯抜けにならないように、パネルとパネルの間の農地も積極的に取得して、農地で何かしてみてくださいというような話をしたところ、最近そういう間の農地の取得も増えてきて、そこについてはパネルを設置せずに、露地でやるというところで、歯抜きの農地についての解消も少しずつ見られています。事務局からは以上です。

議長 続きまして、19番案件、20番案件について、大森委員より説明をお願いします。

大森委員 19番案件について説明させていただきます。譲受人が僕に連絡を取ろうとしてくださっていたのですが、僕とちょっと時間が折り合わなく、譲受人の友人が、先日ご説明に上がって下さいました。譲受人がどうしてもここで栗を植えたいって栗が植えられる場所がないかと友人に相談したところ、譲渡人の土地が良いのではないかとということで、間に入らせていただいて話がまとまった模様です。ちゃんと農地として管理してくださるそうなので、問題はないと思います。続いて20番案件ですけど、譲渡人は、僕のいとこに当たる人です。この母親の僕の叔母に当たる人が数年前から施設に入られまして、叔母が住んでいた宅地と、前後ろにあった畑をまとめてもう処分したいということで、不動産屋さんが間に入らせていただいて、譲受人と話がまとまったみたいで、譲受人も家庭

菜園なり、農業されている経緯もあるみたいなので、ここにも問題はないと思われますので、ご審議の程よろしくお願いします。

議長 続きまして、21番案件と22番案件について、山本委員ですが欠席のため、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。21番と22番についてご説明申し上げます。まず21番案件でございますが、譲受人は、この譲渡人の共有名義であった宅地が空き家になっており、ここの取得をされました。合わせてこの共有名義であった農地についても、農地付きの宅地ということで、この農地も取得することで、福岡のご住所にお住みながら家庭菜園して、農地の利用を務めるということで問題ないかなと考えております。また番号22ですが、譲渡人が福岡で14町ぐらいされていたのですが、お亡くなりになった後、その後この、譲受人が全て農地を引き受けて作られています。ただこのお亡くなりになった譲渡人の名義の農地については、ちょっと貸借ができないということで、塩漬けになっていましたが、この度、相続財産清算人がついたということで、その方から売買の話がまとまって、この度では3条所有権移転で僕は問題ないと考えております。以上です。

議長 ありがとうございます。説明が終わりました。それでは、ただいまの第1号議案 農地法第3条許可申請について、1番案件から22番案件まで、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第1号議案 農地法第3条許可申請の1番案件から22番案件まで、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。続きまして、第2号議案 農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 【第2号議案 農地法第5条許可申請 1番案件から5番案件について、議案資料に基づき説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、山崎委員より説明をお願いします。

- 山崎委員 はい、説明いたします。商工会議所の雨水排水のため、水道をつけるための用地ということで、双方が同意したもので、問題はないとは思われます。審議よろしく願いいたします。
- 議長 続きまして、2番案件、4番案件について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 失礼します。2番案件と、ちょっと3番飛びますが、4番案件も先ほどの3条で出てきたところのパネル設置の支柱に伴う5条の一時転用案件でございます。事務局からは以上です。
- 議長 続きまして、3番案件について、時岡委員より説明をお願いします。
- 時岡委員 3番案件ですけれども、譲受人のお母さんがこの山田地区に住んでおられまして、お母さんのために住宅を建てて将来は譲受人もそこに入るということで、建てるようになったようです。周りの環境も住宅地、宅地があって、農業ができるような状態のところではないということで、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議長 続きまして、5番案件について、久米委員より説明をお願いします。
- 久米委員 5番案件についてご説明いたします。譲受人が分建売分譲住宅を建てるということで、譲渡人と売買契約が成立し、このような申請になったものでございます。また、現地確認には、譲受人の従業員と私の方で確認して、排水の件、それから、分譲建売を販売した後の町内会への参加等について、こちらからご要望を伝えたという状態で、特別問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議長 それでは、ただいまの第2号議案 農地法第5条許可申請について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第2号議案 農地法第5条許可申請の1番案件から5番案件許可について賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

- 議長 賛成多数ということで、承認します。続きまして、第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案資料、13頁をご覧ください。

【第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進計画（案）議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 ただ今の第3号議案につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

（意見なし）

ご意見ないようですので、第3号議案につきまして、報告承認とします。

審議は終了いたしました。その他の項目に入らせていただきます。事務局からお願いします。

事務局 今後の総会の予定について、令和8年度4月の通常総会は、4月16日木曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室で開催予定です。

5月の通常総会は、5月14日木曜日に瀬戸内市中央公民館 1階多目的ホールで開催予定です。事務局からは以上です。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

それではご意見もありませんので、これをもちまして、令和8年3月の総会を閉会します。

ありがとうございました。

（午前10時15分 閉会）

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和8年3月18日

議長 藤原 和 正

署名委員 由喜 門 尊

署名委員 大森 茂 利